

核燃料物質使用施設の解体・撤去に係る使用前検査・使用前確認の要否について

令和4年2月8日

日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括部
安全・核セキュリティ推進室

1. 経緯

令和3年8月6日に日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用施設(以下「使用施設」という。)における使用前確認等について面談を行った。面談において、原子力機構から、プルトニウム燃料第二開発室の既設グローブボックス等の撤去等を伴う「品質管理工程設備の解体撤去」に係る使用前検査の実施及び使用前確認の申請について説明したところ、原子力規制庁から、以下のとおりコメントを受けた。

- 使用前検査においては、変更許可した「品質管理工程設備の解体撤去」について、原子炉等規制法第55条の2第1項及び第2項に基づき、当該撤去が変更許可申請書添付資料に記載の撤去の方法に適合していることを確認する。
- 使用前確認については、当該変更許可等が、使用規則第2条の6第5号に定める「使用施設等の保全上支障のない変更の場合」に当たらず、使用前確認を要しない場合としないことから、使用前確認の申請を行い、原子炉等規制法55条の2第2項各号への適合について原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

原子力機構は、上記コメントを受けて、今後、他施設においても、廃止に向けた措置の一環として設備の解体・撤去が予定されているため、解体・撤去を行う場合の使用前検査及び使用前確認の実施等について整理を行うとした。

今般、原子力機構において、解体・撤去を行う設備の使用前検査及び使用前確認の考え方について整理したため、本面談において原子力規制庁の見解を伺うものである。加えて、この考え方の整理にあたり、これを適用した際に懸案となる事項も生じたため、これも併せて以下に記載する。

2. 解体・撤去を行う設備の使用前検査の考え方について

使用施設において解体・撤去を行う設備の使用前検査の考え方について、面談における原子力規制庁のコメントを踏まえて以下のとおりと理解している。また、併せて、適用にあたっての懸案事項についても記載する。

- 変更許可を受けて解体・撤去を行う設備について、使用前検査の対象とする。
- 検査項目として、「使用施設等の技術基準に関する規則」(以下、「技術基準」という。)に定める基準に適合することのほか、その工事が変更許可のとおりであることを確認する。

(適用にあたっての懸案事項)

- 解体・撤去の工事について、当該設備が技術基準の要求に該当しない場合や、簡易的

な作業により解体・撤去が可能な場合でも使用前検査をすべきか。

- 使用施設の場合、設計及び工事の方法の認可がなく、また、変更許可においても、原則として、工事の方法を記載しないため、使用前検査においては、工事の結果、変更許可のとおりであることを確認するという理解で良いか。

3. 解体・撤去を行う設備の使用前確認申請の考え方について

使用施設において解体・撤去を行う設備の使用前確認申請の考え方について、面談における原子力規制庁のコメントを踏まえて以下のとおりと理解している。また、併せて、適用にあたっての懸案事項についても記載する。

- 使用前検査を行った設備は使用前確認申請を行うが、使用規則第 2 条の 6 各号に該当する場合は、使用前確認申請は不要となる。
- 使用規則第 2 条の 6 各号の該非のうち、第 4 号は原子力規制委員会の指示となるため、使用者が判断する事項ではないが、第 5 号は使用者の判断によることも可能である。
- 使用規則第 2 条の 6 第 5 号の該非は、当該設備の変更許可申請において、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「許可基準」)への該当の有無や変更許可申請の際の原子力規制庁の審査書の記載により判断する。
- 特に、解体・撤去を行う設備について、既設設備の一部を残存させる場合、残存する既設設備が有する機能(許可基準で要求されるもの)への影響や過去の施設検査の実施状況について考慮する。

(適用にあたっての懸案事項)

- 使用規則第 2 条の 6 第 5 号への該非について、経験が乏しいため、使用者のみで判断することが困難となる可能性があるため、原子力規制庁とのコミュニケーションの中で知見の蓄積が必要ではないか。
- 使用規則第 2 条の 6 各号への適用にあたり、使用前検査を行うが、使用前確認を実施しない案件が生じる。このような案件についても、原子力規制庁とのコミュニケーションの中で情報共有を図る。
- 使用規則第 2 条の 6 第 4 号について、「使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド」では、使用前確認の省略指示のタイミングとして、「当該設工認の認可日又は届出の工事開始の制限期間が明ける日以降速やかに」とある。使用施設の場合は設工認がないため、読み替えが必要であるが、「当該変更許可の許可日以降速やかに」という理解で良いか。
- 解体・撤去を行う設備について、既設設備の一部を残存させる場合、使用の開始について、考え方を整理する必要があると考える。例えば、グローブボックスの一部撤去を行う場合、使用前確認証の交付までの間、既存のグローブボックスの使用ができなくなると、閉じ込め機能等の保安に影響を及ぼす可能性がある。

以上